

# 横浜市港湾局土木工事週休2日制確保適用工事（発注者指定）実施要領

改定 令和6年3月26日港湾建一第528号

## （趣旨）

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づく横浜市週休2日工事実施要領とともに、国土交通省港湾局の働き方改革の趣旨に則り、横浜市港湾局が発注する港湾関係の土木工事の取組として、工事現場における週休2日等の確保の適用を指定する工事（以下「港湾土木適用工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

## （対象工事）

第2条 原則として、全ての港湾関係の土木工事を対象とする。

- 2 休日作業が必要となる維持工事や災害復旧工事、連続施工せざるを得ない工事等で現場閉所が馴染まない工事は適用除外とすることができます。
- 3 現場閉所により難い場合は例外的に適用除外とすることができます。

## （工事現場における週休2日等）

第3条 本要領の工事現場における週休2日とは、土曜日から金曜日までの1週間に2日以上の現場閉所を行うことをいい、7日に満たない週は計算に含まずに週休2日達成率を計算する。なお、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び夏季休暇（土曜日、日曜日、祝休日以外の8月の3日間）は現場閉所とする。

- 2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- 3 第1項の週休2日のほか、土曜日から4週目の金曜日までの4週間とする1期間中に8日以上の現場閉所を行う4週8休（週休2日及び4週8休を総称して以下「週休2日等」という。）についても、同項の方法に準じ4週8休達成率を計算する。この場合において、2期間目は、5週目の土曜日から8週目の金曜日までの4週間とし、以後同様とする。
- 4 前各項における評価は、現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等現場で作業を開始した日）以降最初の土曜日を始期とし、工事完成日（工事完成届出書の完成年月日）直前の週又は期間の末日（当該末日が工事完成日である場合を含む。）となる金曜日を終期として行う。
- 5 天候、緊急対応等により、現場閉所予定日を変更する場合は、監督員に連絡しなければならない。なお、現場閉所予定日に作業を行う場合は、当該予定日が属する1期間内に振替休日を取得することとする。
- 6 対象期間は、現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等現場で作業を開始した日）から、工事完成日（工事完成届出書の完成年月日）までとする。
- 7 週休2日以上が達成された場合は工事成績評定に反映し、4週8休以上が達成された場合は請負金額へ反映するものとする。
- 8 第1項から第4項までにおいて1期間の始まりを土曜日としているが、これを月曜日とすることもできる。この場合、月曜日から日曜日までを週又は期間とする。

## （工期の変更）

第4条 請負人は、港湾土木適用工事について、契約した工期の中で週休2日等を確保する。週休2日等の確保を事由にした工期の変更は行わない。

## (港湾土木適用工事の取組内容)

- 第5条 発注者は、現場説明書に当該工事が港湾土木適用工事である旨を記載する。予定価格は、週休2日等の取組に係る費用の補正を行わずに積算するものとする。
- 2 発注者及び請負人は、週休2日等の取組に係る工事請負金額及び成績評定への反映について、事前確認する。
- 3 請負人は、週休2日等の実施について検討し、法定休日・所定休日を記載した施工計画書を監督員に提出すること。
- 4 請負人は、技術者及び技能労働者に対し、週休2日等で施工することについて十分説明したうえ、理解を得るものとし、関係者確認者の写しを監督員に提出するものとする。
- 5 請負人は、現場閉所を行う場合は、事前に監督員へ連絡するものとする。ただし、施工計画書に記載した法定休日・所定休日・工程会議等により監督員が事前に把握している場合は連絡不要とする。
- 6 請負人は、前月の休日取得実績については当月の16日までに、「休日取得実績書」(様式自由)を作成し、監督員に提出する。
- 7 監督員は、「休日取得実績書」(様式自由)の提出及び作業日報等の提示により、現場閉所の実績を確認する。
- 8 請負人は、港湾土木適用工事である旨を公衆の見やすい場所に掲示する。掲示は、A3サイズ以上の大きさとし、次の記載内容の例によるものとする。

### 記載内容の例

<b>週休2日工事（現場閉所）</b>
この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日等の確保に取り組む港湾土木適用工事です。
発注者：横浜市港湾局
請負人：○○○建設㈱

- 9 請負人は、工事の完成等の時期が明確になった後速やかに、週休2日及び4週8休についての達成率、実施した単位数及び期間内の総数、並びに契約年月日、完成（予定）年月日及び工種を記載した工事打合せ簿等の提出より、監督員の確認を受ける。
- 10 対象期間が7日未満の工事、管内一円工事及び土日休工が仕様書等で条件になっている工事は第4項から第9項までを省略することができるが、監督員は、休日取得の実績について提出を求めることができる。

## (工事成績評定への反映)

- 第6条 工事成績評定への反映は、以下のとおりとする。ただし、対象期間が7日未満の工事、管内一円工事、土日休工が仕様書等で条件になっている工事及び当初契約時の請負金額が500万円未満の工事については、工事成績評定への反映の対象外とする。

- 2 週休2日の達成率について、次に掲げる式に基づき計算し、小数第1位を四捨五入して整数とする。

$$\text{週休2日達成率}(\%) = \frac{\text{(週休2日を実施した第3条第1項の週数)}}{\text{(第3条第4項に基づく評価の総週数)}} \times 100$$

- 3 週休2日の達成率が75%以上となった場合は1点を、50%以上となった場合は0.5点を、工事成績評定の創意工夫において加点する。これらの加点は、創意工夫における加点の上限2.8点の内に含むものとする。なお、達成率が50%未満となった場合又は実施しなかった場合は、週休2日に関する評価（加点及び減点）は行わない。

#### (請負金額への反映)

第7条 発注者は、4週8休の達成率に応じ、週休2日等の取組に係る費用の補正を行い、請負金額を変更し、横浜市工事設計変更事務取扱要綱に基づき契約変更の手続を行う。ただし、対象期間が7日未満の工事、管内一円工事、土日休工が仕様書等で条件になっている工事及び官積算以外による積算等の費用の補正ができない工事については、週休2日等の取組に係る費用の補正の対象外とする。

2 4週8休の達成率について、次に掲げる式に基づき計算し、小数第1位を四捨五入して整数とする。

$$4\text{週8休達成率}(\%) = \frac{(4\text{週8休を実施した第3条第3項の期間数})}{(第3条第4項に基づく評価の総期間数)} \times 100$$

3 4週8休の達成が100%となった場合は、別に定める「横浜市港湾局土木工事週休2日等確保適用工事（発注者指定）の実施に伴う増額補正について」に基づき補正を行う。

#### (留意事項)

第8条 監督員は、週休2日等を前提に、工事の内容、規模、施工方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数と、休日、準備・後片付け期間、猛暑日（WBGT指数）も踏まえた天候等の工事が困難な日数を、適切に考慮した工期設定に努めるものとする。

- 2 監督員は、管内一円工事等の緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わない。
- 3 監督員における現場閉所状況の確認については、各工事単位で行うものとする。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この要領（本項から第3項までにおいて「新要領」という。）は、令和3年1月1日から施行し、同年4月1日以降に着手する工事から適用する。ただし、適用日以前に着手した工事のうち施行日以降に契約した工事名に「（ゼロ市工事）」を含む場合は、新要領を適用する。

#### (準備行為)

- 2 新要領制定後の新要領の規定による届出等の照会、準備その他の必要な行為は、新要領の施行前においても行うことができる。

#### (横浜市港湾局土木工事週休2日制確保モデル工事実施要領の廃止等)

- 3 横浜市港湾局土木工事週休2日制確保モデル工事実施要領（令和2年2月17日港湾建一第1038号）。本項において「旧要領」という。は、令和2年12月31日限り、廃止する。ただし、新要領施行の日前に旧要領の規定を適用する工事については、なお従前の例による。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 本要領は令和5年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和5年4月1日基準の工事から適用とする。

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 本要領は令和6年4月1日から施行し、設計書適用年版が令和6年4月1日基準の工事から適用とする。

#### (準備行為)

- 2 本要領の施行期日前の適用工事についても、監督員との協議により本要領を適用できる。